令和６年６月７日　令和６年度第１回大東市子ども・子育て会議　会議録

事務局：それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和６年度第１回「大東市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

私は本日司会を務めさせていただきます、大東市こども家庭室こども政策グループの道岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は14名中13名の出席をいただいておりますので、大東市子ども・子育て会議規則第４条第２項の規定により、本会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。なお、鳥居委員につきましては、本日日程調整が取れないため欠席されるとのご連絡を受けております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

まず、事前配付させていただいております

（資料１－１）第３期大東市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）

（資料１－２）子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」報告書（速報値）

続きまして、本日追加として配布させていただいております

（資料１－３）「量の見込み」報告書

（資料２）第３期大東市子ども・子育て支援事業計画策定方針について

（資料５）委員名簿

（資料６）座席表

以上の資料について、すべてお手元にございますか。

続きまして、田中福祉・子ども部長よりご挨拶をさせていただきます。

田中部長：福祉・子ども部長の田中と申します。

皆様におかれましては、平素から子どもの環境づくりのご形成にご尽力いただきまして誠にありがとうございます。本日もお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

近日よく耳にしますが、子ども・子育て支援法が改正され、子育て支援策の充実が実施される見込みです。また、生活に関連するところでは、定額減税調整給付の話もございます。もっと耳にしますのは、合計特殊出生率の低下です。過去最低の1.20となったことがよく報道されていますが、東京では0.99、１を切ったことでかなりニュースになりました。ちなみに、最高は沖縄で1.60、北海道は東京の0.99に次いでの1.06となり、かなり差があります。大阪では、1.2の平均の少し下の1.19という状況です。沖縄が1.6で一番高く、九州で約1.4をキープしております。中国地方や四国では、1.4から1.3ぐらいをキープしています。関西は1.2前後という状況です。中部では、1.3に上がるのですが、関東地域は1.1前後となり、北陸では、1.2には上がれない状態です。北海道にたどり着く頃には1.06という感じです。そうした中で、インターネット等でも、なぜ東京が低いのかという話が載っておりました。日本の構造として、地方から東京へ若い女性の流入現象があります。東京のお母さんに聞くと、物価が高く、経済的に生活できるか不安とのことです。ただ、周りの子どもさんを見ても、一人っ子の家庭が多いです。こうしたことが全体の少子化に拍車をかけているのかなという状況です。これを踏まえて、小池知事が18歳までの子供には毎月5,000円分、年間で6万円給付していくという話がありました。東京には18歳未満の子供が200万人いるので、年間1,200億円を給付することや、さらには、高校の授業料、私立中学校の授業料の補助、保育料、給食費、あらゆる分野で無償化補助を実施している状況ですが、これらは本来、国がやるべき政策ではないかと発言されており、財源に余裕がない近隣の県からしたら、どうしてくれるのだという意見も挙がっていると聞いております。またこれに対して国では、若者の人口が急激に減少する2030年、今は2024年なので、あと６年間がラストチャンスであり、こども家庭庁を設立して、先に申し上げた法整備も含めて計画を立て、子育て環境の充実を図るという意見もが挙げられています。そこで本日は「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画」の骨子案および計画の策定方針を議題に挙げています。併せて、「こども大綱」に基づき、すべての子ども・若者のライフステージに応じた「こども施策」を体系的に網羅する「市町村こども計画」の盛り込みにつきましても、委員の皆様から活発なご意見を賜りたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：それでは議事に入りたいと思いますが、進行については会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

合田：今日はお忙しい中ありがとうございます。

昨日合計特殊出生率が1.2と発表されたばかりで、少子化対策にどのように取り組んでいくか、各方面から話が出ております。まさに、この子ども・子育て会議もその政策の一端を担う部分かと思います。本日の議題のメインは、第３期の支援計画の骨組みをどうするかという内容と思います。皆さん方の活発なご意見を賜れたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題に入りたいと思います。本日の会議に傍聴の方々が来ておられます。傍聴の方は、大東市子ども・子育て会議傍聴規則の規定を遵守し傍聴に臨んでいただきますようお願いいたします。

それでは議題１に入ります。まず、事務局から議題１について「第３期子ども・子育て支援事業計画の骨子案」についての説明をよろしくお願いいたします。

事務局：議題１「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画の骨子案」については、ジェイエムシー様より説明をお願いします。

JMC(事務局)：着座にて失礼いたします。

資料１－１をご準備ください。「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画の骨子案」について説明させていただきます。

まず、１ページをご覧ください。現行計画である第２期の計画書からの変更点を中心に説明いたします。第１章の計画策定にあたり、「１．計画策定の趣旨」上から７行目の第２段落をご覧ください。この５年間の子ども・子育てを取り巻く環境の変化として、令和３年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、子どもの利益を最優先に考えた政策や、取り組みを国の中心として据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。令和５年４月には、こども基本法の施行およびこども家庭庁が創設され、同年12月には、こども大綱の閣議決定により、こども政策を総合的に推進するための基本方針が示されました。こども家庭庁を司令塔とした新体制のもと、こども誰でも通園制度（仮称）等の新事業の創設や、児童手当の拡充等に向けた検討も進められています。

２ページをご覧ください。第２期以前からの子ども・子育て施策関連の大きな流れにつきましては、年表のような形でまとめました。

続きまして、３ページをご覧ください。本計画の位置づけについて、本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、すべての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。策定にあたり、「第５次大東市総合計画」を上位計画として、その他の総合的な地域福祉の方策を示す地域福祉計画のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図ります。今回の変更点として、地域住民や企業等と一体となり、今後取り組むべき子育て支援政策の方向性や、目標を定める「大東市次世代育成支援行動計画」および子どもの貧困対策について、総合的に定める「大東市子どもの貧困対策計画」を、新たに本計画に包含いたします。また、第２期から引き継ぎまして、効果的な公衆保健対策の推進を目的とする「大東市母子保健計画」「大東市母子家庭等自立促進計画」についても、引き続き包含してまいります。

「３．計画期間」をご覧ください。５年で１期となりますので、第２期同様、令和7年度から令和11年度にかけて第３期の計画が進んでまいります。

続いて４ページをご覧ください。主な制度改正等について、こちらにまとめております。

「（１）こども基本法の施行」です。こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和４年６月に成立し、令和５年４月に施行されました。こども施策に関わる基本理念に加え、こども政策推進の基本方針となる『こども大綱』の策定や、こども等の意見を政策に反映し、社会の様々な活動に参加できるようにすることなどが定められました。

「（２）子ども・子育て支援法の改正」についてです。「①妊娠期からの切れ目のない支援の拡充」です。子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、実施体制の強化等を行います。具体的には、産後ケア事業の利用者負担の軽減措置が、令和６年度から全世帯に拡大されるとともに、支援を必要とするすべての人が利用できるよう提供体制の整備が行われます。また、改正児童福祉法の内容になりますが、支援を必要とするニーズに対する包括的な支援が制度に位置づけられました。

続いて「②こども誰でも通園制度（仮称）の創設」です。月一定時間までの利用可能額の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付が創設されました。現段階では、検討中の施策の為（仮称）と表記しています。

「（３）児童福祉法の改正」をご覧ください。「①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について」です。家庭支援事業として、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の新規３事業が創設されました。これらの事業についても、量の見込みが必要になることに加え、市町村からの利用勧奨・措置による影響も勘案します。

「②こども家庭センターおよび地域子育て相談機関が努力義務化」されました。こども家庭センターは、従来の子育て世代包括支援センターと、市区町村こども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き継ぎ、子育てに関する一体的な相談支援を行います。地域子育て相談機関は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、助言を行う施設であり、中学校区ごとに整備するよう努めます。また、こども家庭センターと地域子育て相談機関等の連携についても、推進していきます。

次に５ページ「③子どもの権利擁護に関して」をご覧ください。都道府県や児童相談所は、困難を抱える家庭の子どもの入所措置や一時保護等の際、子どもの利益を考慮し、意見を反映させるために子どもの意見聴取措置を取ります。また、市町村は、令和８年度までに妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的な相談支援体制を整備できるよう取り組みを進めます。

続いて「④社会的養護施策」についてです。子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）および児童育成支援拠点事業（子どもの居場所）の確保に努めます。

「（４）児童手当の拡充」をご覧ください。所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校卒業まで延長されました。また、多子加算については、第三子以降３万円まで引き上げます。

「（５）こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）の策定」です。誰一人取り残さず、子どもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子ども・若者の居場所づくりの推進が定められました。子どもの居場所の１つである放課後児童クラブは、近年待機者の増加が問題となっています。すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図ります。また、学校施設の利用促進の観点も含め、首長部局・教育委員会等の連携を促進するなど、放課後児童対策に取り組みます。放課後児童クラブにつきましては、現在大東市で待機者はゼロですが、国からの指針のため、記載しています。

６ページをご覧ください。「計画の策定方法」です。現在開催しております「大東市子ども・子育て会議」に加えて、市民の皆さんからの意見やニーズを募るニーズ調査、パブリックコメントによる意見を反映して策定を進めてまいります。また、「（２）ニーズ調査の実施」については、前回の審議会でご報告したとおりです。

７ページをご覧ください。７ページ以降につきましては、第２期の計画の見出しを掲載しています。今後、こども大綱などの国の指針を参考にして修正いたします。

続きまして、量の見込みの速報値を説明いたします。資料１－２をご用意ください。１ページをご覧ください。「量の見込み」の概要についてです。「１ はじめに」の７行目、第２段落をご覧ください。

2023年12月から2024年１月にかけて「大東市子育て支援に関するアンケート調査」を実施いたしました。そこからニーズ量を把握し、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行う必要があります。見込みについては、国から示された計算方法に則って算出いたします。算出結果をそのまま目標事業量とするのではなく、地域における供給体制のあり方等を検討し、地域独自の目標を設定いたします。「２ 量の見込みの算出結果について」※印下線部分をご覧ください。国の示した算出方法による「量の見込み」は、あくまでも機械的に算出したものです。そのため、目標量は機械的に算出した数値ではなく、地域の実情に沿った数値を目標値として決めていきます。この報告書でまとめておりますのは、この機械的な集計をした数字です。ここから地域の実情等を勘案して修正いたします。

２ページをご覧ください。量の見込みを算出する項目について掲載しております。全国共通で量の見込みを算出する項目は、こちらに掲載しているとおりです。

３ページをご覧ください。ニーズ調査の調査結果から、対象となるお子さんの父母の有無、就労状況などから、「家庭類型」を求めて、この表のように、タイプＡからタイプＦまでの８種類の家庭類型の分類を行います。

「（３）家庭類型別の対象事業」をご覧ください。先ほど説明しました家庭類型から母親の就労希望などを勘案して、こちらの潜在家庭類型にさらに分類します。こちらで分類した潜在的家庭類型と推計児童数、この二つからこの事業を必要とする家庭・お子さんの人数を割り出して、量の見込みを算出してまいります。以降のページでは、個別の具体的な事業について算出したニーズや、その算出方法について記載しています。ここからは、資料１－３で説明させていただきます。こちらの補足資料では、現行計画、第２期計画における量の見込みと確保の内容、またその実績が青い表、その下にありますオレンジの表に今回機械的に算出した第３期計画の量の見込みの速報値を掲載しております。１ページでは、平日日中の教育・保育事業、幼稚園や保育所、認定こども園の利用について記載しております。オレンジのグラフをご覧ください。１号認定の方の利用人数として、令和７年度626人から令和11年度566人にかけて推移しています。こちらの人数、上の青いグラフの③実績と見比べますと、かなり開きがあります。こちらが実際の利用状況や、地域の実情を鑑みて今後修正の必要がある部分です。このオレンジの数値というのは、ニーズ調査の回答結果から算出されていますので、例えば、実際に利用される予定がなくても、気持ちとしては利用したい方の数値が含まれており、また逆に、利用されているものの、事業名で聞くと何のことかわからずに利用していないと回答した為、見込み量として上がってきていない場合がございます。実際の実態よりも数値が大きく出る場合や、小さく出る場合があり、それらを今後修正していく必要があります。オレンジのグラフ、今回推計しました速報値は、あくまで速報値ですので、今後の審議のきっかけの数値としてお聞きいただければと思います。１ページ、下のほうのオレンジのグラフをご覧ください。こちらは、２号認定の児童が平日日中の教育保育事業を利用する場合の量の見込みです。令和７年度、２号教育保育を合わせて2,167人から令和11年度1,959人にかけて推移しております。２ページをご覧ください。３号認定の児童が平日日中の教育保育事業、保育所や認定こども園、地域型保育を利用する人数の量の見込みです。オレンジのグラフの合計、令和７年度の1,416人から令和11年度1,298人に推移しております。３ページをご覧ください。ここ以降のページでは、地域子ども子育て支援事業の実績と、見込み量について掲載しております。（１）時間外保育事業です。オレンジのグラフ量の見込みでは、令和７年度516人から令和11年度470人にかけて推移しております。４ページをご覧ください。（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みです。オレンジのグラフ、令和７年度1,973人から令和11年度1,737人にかけて推移しております。５ページをご覧ください。（３）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の量の見込みです。令和７年度4,797人日から令和11年度4,367人日にかけて推移しております。また、その下の（４）地域子育て支援拠点事業です。令和７年度5,575人回から令和11年度5,115人回にかけて推移しております。６ページをご覧ください。（５）一時預かり事業です。量の見込みは、１号認定と２号認定別に推計しております。１号認定、令和７年度5,429人日から令和11年度4,908人日にかけて推移しております。また２号認定は、令和７年度３万6,341人日から令和11年度３万2,854人日にかけて推移しております。以降も、同じような形で記載しております。また、８ページをご覧ください。こちらの掲載事業については、ニーズ調査からは量の見込みが測れない事業になります。オレンジのグラフの量の見込みについては、それぞれ計算式は資料１－２の報告書にまとめております。実際には、これらオレンジの数値と青のグラフの実績の部分を見比べて、実際にどういった要因で推移しているかを見ながら、今後量の見込みを決めていきます。

合田：ありがとうございました。委員の皆さん方ご意見ご質問等ありましたら挙手の上、よろしくお願いいたします。

事務局：事務局から一点修正よろしいでしょうか。

資料１－３の１ページ目の１番下の部分で、２号認定の合計人数が令和７年度2,167名となっていますが、上の１号認定の人数も含めた合計人数も含まれております。実際には２号認定はこの上の140人+1,401人＝1,541人です。修正させていただきます。申し訳ございません。

合田：事務局から修正の依頼がありました。戻りまして、今の説明に対する意見ご質問等ありましたら挙手の上よろしくお願いいたします。

Ａ委員：８～９ページについて、利用者支援事業および⑨の量の見込みが作成中となっていますが、完成はいつ頃ですか。

合田：Ａ委員から、８・９・10・11のこの４つの事業はいつ頃策定予定、算出予定ですかという確認です。事務局は回答をお願いします。

事務局：現在は作成中ですが、次回の会議では、一旦数字を入れてお示しする予定です。

合田：Ａ委員いかがでしょうか。次回会議で提示するということで、よろしいでしょうか。

Ａ委員：はい。

合田：他いかがでしょうか。

Ｂ委員：細かいことは言いたくありませんが、資料はきっちりと整えて作成してください。全部のページ番号が１ページと書かれています。資料１－１では、太文字と細字が混在していました。根拠数字を記載している資料がこのレベルでは、説得力が落ちます。基本的な話なので、きっちりと整えていただきたいです。また、令和７年度からの計画は作成中ということですが、来年度の話ですので、何故まだ出てないのかわかりません。理由があると思いますが、できればお示しいただきたいと思います。この数字に従って本日、見込みを精査していくのです。地域の実情に合わせるならば、余計に必要だと思います。質問というか要望ですが、会議が行えるような資料を整えていただきたいです。

合田：Ｂ委員の要望に対して、事務局は説明をお願いします。

事務局：資料の数字の誤り、ページ数につきましては、事務局で十分精査しなければならなかったものです。大変申し訳ございません。引き続き、精査を図った上で、資料については正確に作成してまいります。次に、現時点における量の見込みの数字の盛り込みについてです。今回の会議においては、一応骨子案として、全体の計画の枠組みをお示しする段階であると事務局では考えており、数字についても、ひとまず算出された数字をお示しした上で、現在２期計画との大きな乖離があることをまずは見ていただきたかったというところです。この数字のたたき台につきましては、それぞれの事業を所管している部署と調整会議を行う中で、実際の担当課が把握している利用状況も勘案しながら、庁内で数字を積み上げて、次回の会議の際に、市として量の見込みと確保の内容を、３期計画の数字として提案させていただきたいと考えております。本日につきましてはそのような見立てで数字をご覧ください。よろしくお願いします。

合田：ということで、よろしいですか。

Ｂ委員：はい。

合田：ありがとうございました。では、Ｃ委員どうぞ。

Ｃ委員：私はいつも区長会等、審議的な形で見せてもらっています。算出にしても何にしても機械的にされていますが、実際のところは、この会議は子育て支援事業で、市民全体や、子育世帯がどのようにして大東市に住みたい、大東市に住んでよかったと思ってもらえるかについての議論が根本的なところではないでしょうか。資料の数字では、国から通知が来ているから仕方がないことはわかっています。しかし、それよりも実際に子育てする方々がどのようにしたら、大東市にいて子育てがしやすいな、大東市だったら子ども２人でも３人でも産めるような状況になるという視点が一番大切ではないかと思っています。数字だけを見ても、実際のところ一般市民には、何の役にも立ってないと思います。せっかく素晴らしい会議をされているので、やはり市も根本的に考えてやっていくべきではないかと思います。

合田：Ｃ委員からのご意見に対して、事務局はご返答よろしくお願いします。

事務局：大変ありがたい意見をありがとうございます。この一つ目の議題は、国の法律によって定められた計画書に対し、機械的に中身を盛り込んでいく内容です。これから先、肉付けをしていくにあたりましては、Ｃ委員がおっしゃったように、大東市民の皆さんのご意見を取り入れながら、具体的にはどんなことをしていけば子どもたちが増えていくのか、幸せなまちになるのかを詰めていく作業だと思っております。この第１号の議案につきましては、皆さんの前に一旦、お示しさせていただいて、皆さんでこれから施策を詰めていただきたい部分です。このあと第２号の議案を報告させていただきますが、この二つ目の議案は、どちらかと言いますと、詰め方を皆さんに一つ提示させていただく内容となっております。本番の作業としては、ここからというように考えておりますので、今のご意見は貴重なご意見としてお受けさせていただきながら、これから１年間かけて一緒に力を合わせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いします。

合田：Ｃ委員いかがでしょうか。

Ｃ委員：結構です。よろしくお願いします。

合田：他はいかがでしょうか。よろしいですか。

Ｄ委員：Ｂ委員と似たような意見ですが、資料が本当にざっくりすぎます。例えば、資料１－１の１ページの計画策定の趣旨では、国の制度や法律の改定、こども家庭庁について書かれていますが、それを受けて、実際に大東市の子どもたちのために、どのようにしていくかといった市の方向性が何も載っていません。第３期事業計画策定の項目が出ていますが、実際に第２期の結果をもって、その改善や課題を第３期に反映させるのかということがまったく見えてきません。そのあたりはどのようにされるのでしょうか。国の制度改正しか記載されていないので、大東市としての考えをお聞かせいただきたいです。

事務局：大東市の特色、考え方の盛り込みについては、７ページ目の第３章に、計画の基本的な考え方として示していく予定です。今は見出しだけの状態ですが、ここに大東市としての理念や目標、重点目標、それぞれの施策を盛り込む作業をこれから進めていく状況です。１ページ目については、国としての計画策定の背景を形だけ入れている状態ですので、先ほど申し上げましたように、あくまでこの箱物として見ていただいた上で、理念や市としての目標もこれから入れ替えていきたいと思います。令和６年度末に満了する第２期計画の結果につきましても、この第３期計画に反映いたします。これについても、次の素案をお示させていただく段階では、市で一定の考え方をまとめさせて皆さんの前にお出ししたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

合田：ありがとうございました。Ｄ委員いかがでしょうか。よろしいですか。

Ｄ委員：はい。ありがとうございます。

合田：他いかがでしょうか。

Ｂ委員：７年度に向けて今第一歩ということでお示しいただきましたが、７年度実施であれば、今年あと１回しか会議がないのでしょうか。今年度の子ども・子育て会議の開催予定を教えていただきたいです。

事務局：資料２の後半に載せておりますが、子ども・子育て会議につきましては、本年度最大で５回ほど開催を考えております。年内にあと３回か、あるいは２回、年明けにもう一回を予定しております。やはり計画の策定年度にあたりますので、例年に比べると回数等につきましても、ご迷惑をおかけすると思っておりますが、資料等についても精査に努め、会議等で混乱が起こらないように努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

Ｂ委員：もう６月に入っているので。お聞きしました。残り９ヶ月程度で会議をあと５回開催する中で、今日のような状況では、この５回も無駄になってしまいます。有意義な、中身のある会議としていただくことを重々ご理解いただき、進めていただきたいです。

合田：ありがとうございました。いかがでしょうか。それでは引き続き、議題の２について事務局から説明よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、議題２「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画策定方針について」ご説明させていただきます。右上に資料２と書かれております「第３期大東市子ども・子育て支援事業計画策定方針について」をお手元にご準備ください。

説明前に策定方針の趣旨についてご説明させていただきます。現在、２期目となっております子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法を根拠とした法定計画であり、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を決める計画です。一方、令和５年４月に新たにこども基本法が制定され、子ども目線の施策推進や子どもの権利・擁護の考え方に基づく新たな計画である、都道府県こども計画や市町村こども計画の策定が努力義務化されております。先ほど事業計画の骨子案についてご説明させていただきましたが、こちらの資料では、こども計画を視野に入れた今後の子ども・子育て支援事業計画の策定の方向性についてご説明させていただきます。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。資料２の１ページ目をご覧ください。はじめに、「１．国におけるこども施策の推進と本市の現状」でございます。こども基本法に掲げられております、国や都道府県・市町村が取り組むべき項目を上段の表にまとめております。昨年４月に施行されたこども基本法は、こども施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法ですが、この中で国においては、従前の「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策の推進に関する大綱」の三つの大綱を一つにまとめた「こども大綱」の策定を義務化するとともに、都道府県においては「都道府県こども計画」を、市町村においては「市町村こども計画」の策定を努力義務としております。また、この市町村こども計画については、子ども・子育て支援事業計画等と一体的に策定しても良いと定められているところです。続きまして、その下の「（２）法律や国の動向に対する本市の現状」をご覧ください。本市におきましては、こども基本法において市町村こども計画と一体的に策定できるとされている三つの計画について、「市町村子ども・若者計画」は未策定、「子どもの貧困対策に関する計画」は第２期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの際に盛り込みを図っており、子ども・子育て支援事業計画につきましては平成27年度より実施しているところです。

続きまして、資料１をめくっていただき２ページ目をご覧ください。ここからは、本市の第３期事業計画の策定の方向性について説明させていただきます。「２．第３期計画の策定の方向性について」をご覧ください。国のこども大綱では、すべてのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会をつくるために、２ページ目の上段にあります６つの基本方針を定めております。これら６つの柱のもと、こども施策に関する重要事項をこども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、こども大綱ではこどもに関する施策をこども施策に関する重要事項として三つに分類しております。２ページの真ん中の表をご覧ください。重要事項の１つ目は、「①ライフステージを通じた重要事項」です。こどものライフステージによらず、ライフステージ全体を通して横断的に取り組まれるべきもので、ここには、「こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有する取り組み」、「多様な遊びや体験、活躍できる社会づくり」、「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「こどもの貧困対策」、「障害者支援、医療的ケア児等への支援」、「児童虐待など、困難な状況にいるこどもたちの支援」、「こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み」などが含まれます。二つ目は、こどもの特定のライフステージにおいて取り組まれる施策である「②ライフステージ別の重要事項」です。このカテゴリーには、子どもの誕生前から幼児期における母子保健医療や、就学前の教育保育等・学童期・思春期における学校教育、居場所づくり、小児医療、いじめ防止や不登校支援、青年期における高等教育の修学支援、就労支援、結婚支援などが含まれます。また、三つ目は、核家族化や地域のつながりの希薄化等を背景として、子育て当事者の支援に関する施策を別枠として整理したもので、ここには子育てや教育に関する経済的負担の軽減、地域子育て支援、家庭教育支援、共働き共育ての推進、男性の家事、子育てへの主体的な参画推進・拡大、生活・子育て・就労にかかるひとり親家庭への支援などが含まれています。これらの三つの重要事項に盛り込まれている施策のうち、市町村が取り組むべき事業の多くは、現在の第２期大東市子ども・子育て支援事業計画の第４章に子育て支援施策の展開として記載しておりますが、こどもの権利に関する啓発の取り組みや、ヤングケアラー等の社会的な擁護を必要とするこどものために新たに取り組みが進んでいる施策、また「こども基本法」により、こどもとして位置づけられた広範な年齢の支援等については、第３期事業計画の策定に向けて新たに記載を図る必要があると考えております。

続きまして、３ページをご覧ください。次は「（３）策定に向けた基本的な考え方」です。国におきましては、こども計画を子ども・子育て支援事業計画等と一体的に策定することにより、策定にかかる負担の軽減や市民の理解のしやすさにつながるものと考えております。一方で、市町村こども計画の策定について勘案するものとされております、「こども大綱」と「都道府県こども計画」につきましては、現在、大阪府においても「大阪府子ども総合計画」の策定に向けた検討が行われているところで、その内容や計画の基本的な考えなどについては示されていない状況となっております。このため、本市においては、こども施策にかかる次期計画を、現時点においては子ども・子育て支援事業計画として策定し、結婚・妊娠・出産からは高校卒業時までの子どもの施策の推進を今後スムーズに進めるため、施策体系につきましては「こども大綱」の視点に合わせた記載を図りたいものと考えております。

続きまして、３ページ目の下段、「（５）計画の構成」までお進みください。次期事業計画の構成につきましては、現在の計画と同じく序論から総論・各論と進み、第５章には先ほど説明をさせていただきました、就学前教育保育や地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みや確保の内容を記載いたします。また、その下の「（６）計画策定に当たっての「こども等の意見の反映」」につきましては、新たな取り組みといたしまして、関連部署と連携し、こども施策の対象である子どもたちの意見の聴取に取り組んでまいります。

続きまして、資料４ページ目をご覧ください。こちらは「（７）計画策定の体制」です。今年度末の策定に向け、庁内におきましては、関係部局との調整・協議を適宜行いながら、こちらの子ども・子育て会議でご意見をいただき、年末にはパブリックコメントを実施いたします。また、会議上程に向けた予定といたしまして、10月に市議会への中間報告を行います。また、４ページ目の後半には、計画の策定スケジュールといたしまして、今後の予定を簡単に整理しております。今後の子ども・子育て会議の予定も入っておりますので、後ほどご確認ください。

最後に、５ページ目へお進みください。「３．第３期大東市子ども・子育て支援事業計画の重点目標（案）」について説明させていただきます。第３期事業計画につきましては、令和５年４月に制定された「こども基本法」の趣旨に基づき、子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映させる「大東版・こどもまん中社会の実現」を重点目標として提案させていただきます。また、第１期・第２期計画期間に進めてきた子ども・子育て支援事業につきましても、引き続き、利用者ニーズの充足を目指し、子育てしやすいまちの実現に向けた取り組みを進めてまいります。この「大東版・こどもまん中社会の実現」に向けた具体的な取り組みとして、三つの重点項目を柱といたします。一つ目は、「子ども・若者の意見聴取と政策への反映」です。子ども・若者の意見を聴取する制度の整備や、子どもの意見表明権の確保に向けた取り組みの具体化を進めます。２つ目は、「支援を必要とする子どもや家庭を支える取り組みの充実」です。大東市こども家庭センターを中心とした、子どもや子育て家庭に関する相談支援機能の充実とともに、すべての子どもの育ちを応援する「こども誰でも通園制度」の制度化や、児童虐待防止の体制強化に取り組みます。三つ目は、「こどもまん中社会」の実現に向けた理念の明文化です。「こども基本法」や「こども大綱」の理念に基づき、平成19年に制定しました。「大東市子ども基本条例」を改正し、子どもの権利擁護に関する本市の基本理念を明文化いたします。これら三つの取り組みを進めることにより、本市で生まれ育つすべての子どもたちが、権利を尊重されながら成長の各ステージにおいて十分な支援を受けられる子ども施策の充実に取り組んでまいります。以上で、第３期事業計画の策定方針に係る説明を終わります。

合田：ご説明ありがとうございました。ただいまの説明について、各委員の皆さん方、何か質問、意見ありましたら、挙手の上よろしくお願いいたします。

事務局：ご意見をいただく前に、今回の一つ目の議案と二つ目の議案のつなぎについて、少しわかりにくい展開だと思いますので、少し補足させていただきます。一つ目の議案は、今回３期目になります子ども・子育て支援事業計画の策定に関する議案です。こちらにつきまして、先ほどの骨子案という形で骨組みをお示しいたしました。これは、子ども・子育て支援法という法律に基づく法定計画で、市町村が必ず策定しなければならない内容です。その策定する内容についても、保育や幼稚園等、それから地域の子育て支援事業と呼ばれる事業のニーズ量と確保量、このあたりを数字として定めて、５か年の計画として計画通りに整備できるように進めるという内容です。ちなみに、第２期計画の中で支援事業計画というのはこれだけで、全体の２～３割ぐらいのページ数です。それ以外は、平成15年度に法律が決まりました次世代の育成支援法に基づいた施策体系に基づいています。それ以来５年を１期として、さまざまな子育て支援計画書ができあがってきていますが、その中でその20年前からこういう体系、今で言いますと保育や教育、それから子育て支援等のカテゴリーに分けた市の政策を網羅しながら、その都度、進捗状況を確認して、次の計画へ引き継いでいきました。ところが、こども家庭庁が創設され、それまでまったくなかった動きがありました。一番大きいのは、こども基本法という法律の中に示されておりますように、子どもの権利・発言の尊重です。今までは、どちらかと言うと大人目線で進められてきた子ども施策を、子どもの目線で行うという法律が制定されました。そしてこども家庭庁・こども大綱といった動きが国で矢継ぎ早に進められました。こども大綱の中で、市町村についてもこども計画という、こども基本法に則った別の計画を努力目標として策定するよう通知があり、それぞれの自治体で、支援事業計画は必ず策定され、子ども計画は努力目標として策定しないといけない状況です。振り返りまして、大東市子ども・子育て支援事業計画と、こども計画をどうしようという話がこの二つ目の議題でございます。本市では、事業計画の策定にあたり、重点目標を毎期ごとに定めてまいりました。１期目は、待機児童の解消。２期目は、ネウボランドを中心にした子育て支援等の充実です。今回こども計画の目玉は、ここに掲げております「こどもまん中社会」の実現です。これまで１期・２期の事業計画の中では、その都度、目玉施策をこの支援事業計画の中に織り込んでいきましたが、今回は例えば、こども計画は一旦策定を先送りしておくことでいきますと、本市の子ども支援事業計画については、重点目標は定めないといった内容となる気がしました。重点目標については、これから定める、大東市こども計画で改めて定めていく形になりますので、懸案するところがありました。やはり事業計画の策定にあたりましては、国でそしてこれから本市でも中心になっていく「こどもまん中社会」の実現、これを優先に据えた計画を策定していくべきであり、こども計画のエッセンスを支援事業計画へ取り込む形で今回の策定を進めたいと考えています。そういった次第で、この二つ目の事項につきましては、一つ目は、子ども・子育て支援事業計画で策定を行いながら、こども計画に含まれる施策を据えていきたい。もう一つは、重点目標として「こどもまん中社会」の実現、これに取り込ませていただきたいという、２点でございます。そういう目線でご議論いただければと思います。よろしくお願いします。

合田：ありがとうございました。事務局から、いわゆる昨今この国の動きと、こども基本法からスタートして、こども計画、支援事業計画との整合性や、建てつけについて説明いただきました。内容的には少し難しい部分もあるかもしれませんが、取り急ぎこの審議事項の二つ目として、策定計画の方針について何かご質問ご意見等ありましたら、挙手の上お願いいたします。

Ａ委員：「ネウボランドだいとう」は、０歳から18歳までの支援を今までずっと行ってきましたが、中間層、それこそ思春期、高校生、中高大の若者の支援がないという意見がいつも出ていたと思います。この資料では、若者という言葉が多く出ています。大東市には大東市青少年協会があり、小学校５年のジュニアリーダー養成を行っています。また、小学校６年から中学校３年まで大東アドベンチャークラブがあり、高校生が子どもを指導して、高校生の上には大学生がいるという組織があります。そして若者がいきいきと活動しており、創立50周年を迎えました。やはり若者への支援がいつも抜けていると感じていましたが、やっと出てきて少し安堵しました。

合田：ありがとうございます。まったくそのとおりで、こども基本法については、そのように幅を広げる方針になっております。Ｅ委員お願いします。

Ｅ委員：先ほどから意見が出ていましたが、そもそも大東市はこういうこと実施して、何を目的にというか、要するに子供たちが大東市で育って、大東市にきちんと税金を納める、ここで大東市という地域が存続するという点ですね。どのような子どもたちに育ってほしいのかがまず理念として最初にあり、その上でこどもまん中を見据えながら何を行うかという流れにしないと、後から理念がくっついたら本末転倒になります。やっぱり、大東市の地域性は何か。大阪から割と近いなどありますが、強みはどこを出して、地域として存続するためにどうしていくか等、基本的な理念がないと、方向性が定まらないと思います。それがあってはじめて具体的な施策になります。もちろん法律や補助金で縛られることが当然あると思いますが、やはり理念がぼやけてしまうと、結局、市外流出していくと思います。地域としては、やはり子どもも増えないことの繰り返しになると思いました。この地域が消滅することなく、みんなが住み続けたい、ここで子育てをしたいというように、サイクルを回していかないといけないという基本的な理念や強みを前面に出しながら、きちんと押さえることが大事だと思いました。

合田：先ほどＤ委員もそれに近いことをおっしゃったと思いますが、そのお二人の委員からの意見について、事務局からよろしいでしょうか。

事務局：まず一つ目でございます。今までの事業計画は、どちらかと言うと就学前の年齢、小学校に上がられたお子さんを子育てしている家庭を対象にした取り組みが中心になっていると思います。いわゆる若者と呼ばれる世代の支援は、市町村で取り組まれていたとしても、あまり表に出ることがなく、目標として見づらかったと考えております。今回の３期目については、施策についてもできるだけ必要に応じて広げながら網羅的に、取り組んでいきたいと考えています。

それから二つ目でございます。Ｅ委員からご意見いただいた、地域を見ながらの理念の策定です。去年以来、国からも矢継ぎ早に施策や補助金の内容が大量に通知されております。そういった中で、これが本当に大東市のために役立つのか、あるいは大東市の子どもたちや、住民の方からすると、もっと違う視点で取り組んでほしいことが多くあるのではないかという感覚は私も持っております。この会議に出席されている皆さまは、普段から大東市の子どもたちの様子を見ておられる方がたくさんいらっしゃると思います。ぜひご意見をたくさんいただき、地元の目線、それから子どもの目線を吸い上げていく、そういった計画書をつくり上げていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

合田：ありがとうございました。他同様の問いかけ、またはご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

Ｆ委員：重点目標５ページ、資料２の５ページ重点目標の「こどもまん中社会の実現」について、Ｅ委員がおっしゃったような理念については、私も気になっておりました。ネウボランドの扱いについて、私は知りませんでしたが、第２期の重点目標がネウボランドであり、ここにも記載のある（２）支援を必要とする子どもや家庭を支える取り組みの充実というところです。ネウボランド自体は次で設立10年ぐらいになると思いますので、切れ目のない支援ということは、ちょうどその頃ネウボランドで出生届を出した０歳の子が、今小学生になる頃だと思います。私の記憶では、ネウボランドだいとうが設立された経緯の一つとして、保育の部門は子どもの部門、教育委員会の部門が別の場所にあるためで連携が少し難しいということもお聞きしました。私も実際働いていたときは、そこに保健部局や、子ども室、教育委員会の人間が入ることによって連携できるとして始まったと思います。　　６年７年が経過して、子ども室の管轄であった年齢の子どもが、教育委員会の所管である小学生になり、私の体感ですが、切れ目のない支援って何だったのかという感じが少しあります。切れ目のない支援の方法の一つとして、出生届を提出する際に、保護者の方に「０歳から18歳までの情報を提供します」という同意書を書いてもらっていました。今まではそれがなかったので、子ども室の管轄である、保育所や幼稚園等に通っている子の情報を教育委員会に渡せないというハードルがあったと思います。ネウボランドができたことによって、その同意書にチェックまたはサインしてもらうと思いますが、実際にどのように使われているのでしょうか。よく引き継ぎで、小中引き継ぎという文章もあると思いますが、実際にその幼稚園、保育園からの申し送りなどは行われていると思いますが、実際ネウボランドではどうなのか私は疑問に思っています。本当に切れ目ない支援ができているのでしょうか。充実と書いてありますが、今どういう現状なのかとても気になっています。人員については、私も前回の会議で、非正規の職員しかいないので、その人員について意見を挙げましたが、これ以上何を充実するのだろうという気はします。仕組みは確かにできあがっていると思いますが、実際にこの６年間７年間の効果測定については聞いたことがありませんので、その状態で充実と言われても何なのだろうという気はします。加えて、例えば教育委員会の「いくカフェ、企業版いくカフェ」があります。教育委員会ではそういうことをやっていますが、こっちでの民間との連携は何なのかをお聞きしたいです。もしかしたら第２期計画の評価で出るかもしれませんが、今とても気になります。

事務局：先ほどＦ委員からご質問をいただいたネウボランドだいとうの今のやりようでございますが、確かに６年経ちしまして、出生、妊娠届を出された方は今小学校に入っていらっしゃいます。そこの連携については、ネウボランドだいとうで同意書を教育委員会に出しており、活用していただいていると認識しています。小学校あるいは中学校のお子様についても、スクールソーシャルワーカーがネウボランドだいとうに応援という形で来ており、学齢期の児童あるいは生徒についての相談を受けています。少し若者のお話もございましたので、一例を挙げますと、小学校の高学年あるいは中学生の時点において、ネウボランドだいとうで相談を受けていた生徒あるいは児童は高校生になられて、断続的ではありますが、日々の状況について、相談に来られている場合もございます。高校生の場合はネウボランドだいとうに配属されている臨床心理士が話を聞き、相談に乗っている状況です。以上でございます。

合田：ありがとうございました。

Ｆ委員：それを受けて意見があります。素晴らしい取り組みなのになぜそれを広報しないのでしょうか。大東市ならではの取り組みで打ち出しているのに、例えばさっきの０歳から18歳までの情報提供の同意書にサインも多分あまり皆さんご存知ないと思います。私は職員として働いていたときに、個人情報ですので、とてもすごいハードルをクリアされたという思いがありました。しかし広報が足りていません。例えばそこにも一つ課題があり、例えば私立学校の生徒さんが学校に行けなくなったという相談をネウボランドにしたとします。でも、スクールソーシャルワーカーはあくまで大東市教育委員会の所属なので、相談を受けられない。ボイスにつなげたいけども、それは基本的にしてはいけないという課題もある等、相談の範囲はホームページを見る限りはわかりません。そのあたりの不満が溜まっている実情もあります。子育てしている側からすると、自分のまちの良いところを知りたいです。先ほど流出の話もありましたが、大東市内でもマンションなど新しくできていますが、子育て世帯が子育てしやすいまちを探すときにそういう情報を調べると思います。その点ではネウボランドだいとうの仕組み自体は素晴らしいですが、広報に欠けていると思います。これは過去の会議でもお伝えしましたが、まちづくりのひとつにこれを置くのであれば、他の部署と連携しながら広報をもう少し頑張っていただきたいという気はします。

事務局：貴重なご意見をいただきありがとうございます。まず広報につきましては、ホームページや広報誌等で広報はしているものの、やはり不足を感じられているというご意見を賜りましたので、より一層の広報に努めていきたいと考えています。

次にネウボランドだいとうの動き方というか、公立以外の学校に所属をされているお子さんですが、いろいろケースバイケースでして、今手元に資料がないので記憶の範疇で失礼いたしますが、ご家庭の中でネグレクトあるいは虐待の話がある場合は、家庭児童相談員いわゆるケースワーカーがお話を伺いまして、所属している学校にコンタクトを取り、公立ではないので制限はありつつも、できる範囲で所属の学校にも連絡する対応を行っています。

Ｆ委員：家庭児童相談室のお話もありましたが、この計画に入るかどうかわかりませんが、職員は実際に支援をする側です。専門性の担保や職員の人手不足が叫ばれていて、専門職もなかなか集まらないという話はよく聞きますが、ソーシャルワーカーなどの専門職は給与の高いところに集まる為、どうしても他の自治体などと比べ待遇面で負けてしまうという問題もあると思いますが、それは基本の計画に盛り込まずに、あくまで役所内部だけで決められるのでしょうか。支援体制側の話です。

事務局：おっしゃるとおりで、特に専門職は、公立でもなかなか採用が思う通り進まないといった状況です。おそらく近隣の市町村についても同じような状況だと思っています。今後の子育て支援や福祉全般、この取り組みを滞りなく進めていこうとすれば、職員の確保についても計画的に確実に進めていかないといけない状況があり、大東市でも職員の確実な確保をいろいろ検討している状況です。計画書にそこまで盛り込む予定はありませんが、体制については、内部で検討しながらしっかりしたものをつくっていきたいと思っております。

合田：ありがとうございます。他に何かご意見ご質問等ありましたら、挙手の上お願いいたします。

Ｃ委員：小学校、中学校で長期的に欠席した際の、子どもたちの学習環境としては、タブレットもあるので勉強しやすい状況になってきたと思いますが、どんな形でしょうか。私、実は保護司もしておりまして、病気以外の理由で不登校の子は、小学校のときから勉強がわからず、中学に行ってもわからない。最近では、高校に行っても全然わからないから中退するという事例も個人的にはたくさん聞いています。ほとんどの人が更生して、子どもが産まれたりきちっと生活されていますが、それまでには大変な家庭環境と、勉強の問題があります。これも市にとっては、ものすごくマイナスだと思います。学校教育の中でもどのようにして、そういう子どもたちを拾い上げていくのか、一つでも前へ進めるような状況を作っていただきたいです。私は約２５年保護司をしていますが、経験上、勉強がわからなくなり、悪いことに手を出してしまう子が、結構います。こういう良い機会ですので、学校教育等、ネウボランドなど相談する場所がいろいろあるとは思いますが、これは学校教育の所管になるかもしれませんが、皆さんの中で考えていただき、少なくしていきたい。家庭の問題もありますし、本人による場合もありますが、勉強できる環境をつくってあげることも必要だと思います。勉強が理解できると少しでも意欲が出てくる可能性もあります。大変難しい問題ですが、何とか皆さんの知恵を出し合ってできていければと思います。よろしくお願いします。

合田：貴重なご意見ありがとうございます。Ｃ委員の長期欠席児童の学力補習、そういう居場所の確保の問いかけでした。それに対して事務局はどうでしょうか。

事務局：子ども・子育て支援事業計画とは形が違うかもしれませんが、今は高校でも学び直しや、中学校の授業からもう１回やり直す、通信制の学校に通うのが難しい子は週１回など、そういう学校が大阪府内でどんどん形を変えて増えてきており、そういう学校を目指す中学生も実際います。そのあたりの進路指導については、学校と教育委員会とで連携して、引き続き行っていきたいと考えています。

合田：Ｃ委員いかがでしょうか。今、教育委員会からも対応の仕方を紹介していただいたということです。

Ｃ委員：できるだけよろしくお願いします。

Ｆ委員：会議のあり方についてですが、この会議が３時半から始まり、資料について説明する時間が大体30、40分ありました。せっかくこれだけの方が集まっていただいたのであれば、皆さんから意見を引き出せるような時間設定をしていただきたいと思いました。

合田：ありがとうございました。確かに今日は、数字のオンパレードでした。説明のほうも長くなってしまい、皆さん方のご意見をなかなか集約できる場ではなかったと私も感じました。今後、事務局で効率良く会議の内容を進めていただけたらと感じました。皆さん、よろしくお願いします。

Ｂ委員：大阪府のこども総合計画は、いつ策定されますか。大阪府のこども総合計画が間に合わない場合、大東市の計画に勘案するのかしないのかも一応お考えをいただけたほうがいいと思います。

また、ここは話し合いすることが目的なのではなくて、望まれているのは、実効性のある取り組みを一つずつでもつくっていくことだと思います。今回はその話し合う根拠の数値の説明だろうと思いますが、今後は具体的なお話を詰めていけるような会議の形をつくってもらえたらと思います。今日お話しする中でも、皆さんからの貴重なご意見やお話があり、自治会に限らず地域の人材も減少している中で、成り立たない時代がもしかしたらもう少し先に見える部分もあるかもしれません。その中でＡ委員のおっしゃったような若い子たちの活動は、将来的にそういった地域の活動を担う人材になる可能性が十分あると思います。その方面にもつなげていけるような会議体になれたらよいと思います。この会議で話をするだけでヒントがあるのだと改めて感じました。子ども・子育て会議では、学校だけでも保育園、幼稚園、こども園だけでも行政だけでもできなくて、やはり地域の力という子育てをする環境が、大きな支援になると思いますので、その環境を整えていくこともお話してもらえたらありがたいと思います。住み良いというのは、突拍子もないことでなくて、大東市の目指している本当に落ち着いて住めるまちなのだろうと思います。そういった具体的なお話も進めてもらえたらと思います。

先ほどＤ委員からとＥ委員からあった、大東市の目指す子どもについては、架け橋プログラム検討会の中で示していただかないと、やはり策定も難しいです。大東市の考えを示してほしいとお願いしたと思いますので、具体的に進めていただきたいです。

また、Ｆ委員の意見はとても素晴らしいと思いますので、もっと言っていただきたいです。切れ目の一つとして先ほどおっしゃっていた、就学前の組織と就学後の組織は、そもそもの官庁が違いますが、切れ目なく連携できるような形を作っていただけたらと思います。

次に、子どもの意見、若者の意見反映ですが、反映はとても難しいです。自分たちの意見が反映されていることを子どもたち若者たちにわかってもらわないと、何のために言って何のためにやってとなってしまうので、国がやっていくことも必要です。当然聞けるものもあれば聞けないものもあると思いますが、聞けない中でもヒントがあると思いますが、その中でこんなふうに反映しましたと言える形をつくらないと反映にはならない。これは本当に難しい課題になると思いますので、早いうちから議論して、方向性を示してもらえたらありがたいです。もしくは、ここで提案をしていただければいいなと思います。

合田：Ｂ委員からの意見で、まず順番で言うと、大阪府のこども計画、今未定ということですが、実際に大東市として見切りをどこでつけるかというのがまず１点目です。

事務局：一つ目の質問でございます。こども総合計画として、大阪府で策定の作業が進められています。以前は子育て支援課で行われていましたが、確か今名前が少し変わっていたと思います。策定の時期については、今の段階では示されていない状況です。こども基本法において、市町村のこども計画策定にあたっては、こども大綱と都道府県のこども計画の２つを勘案することと示されており、今年度については、正直こども計画としての策定は困難であると考えています。本市としては、子ども支援事業計画として策定をしながら、施策としてはできるだけ子ども目線の施策を網羅していきたいと考えており、折衷案という形での取り組みを検討しております。今後、夏秋に向けて大阪府のこども計画が急激に進む可能性もありますので、進捗状況を見ながら、場合によっては方針の変更等についても提案させていただく可能性もあります。その時はご審議をお願いしたいと考えております。

２点目、実効性のある取り組みをしてくださいということです。これについては、重々承知をしながら、実効性のある取り組みを目指していきたいと考えております。

３点目、Ｂ委員のご意見にもありましたが、これから先の地域を担っていくためには、減少しつつある若い人たちの力を地域社会においても、できるだけ活用していく必要があると考えております。報道でも言われておりますとおり、例えば、民生委員さんのなり手がいない問題ばかりクローズアップされてきますが、やはり今の時代に合った取り組みの仕方を何かつくっていかないと、停滞そして埋没していくという懸念がございます。今いる人材をできるだけ活用しながら、地域の活性化を図っていく取り組みが必要だと思っております。そういうことを考えながら大東市の目指す子ども像もつくっていきたいという状況です。

それから、架け橋プログラムの検討部会については今年の１月30日に検討部会を一度開催し、長谷委員、永田委員、藤井委員にもご参加いただきました。当日に５つほどテーマを設け、その中で自由に意見交換していただき、でいくつか見えてきたところもあると感じております。これから先この部会についても、できるだけ定期的に開催しながら、架け橋プログラムについても、策定を続けていかないといけないと考えております。当日一つ印象に残っていたのは、「遊び」というキーワードで皆さんからいろいろな意見が出たことです。就学前の遊びと小学校１年生における遊びの感覚、この二つは少し違うのではないか、そこを突き合わせる作業の中で、架け橋プログラムの策定が見えてくるのではないかというお話をいただきました。できればそのあたりのキーワードを使いながら、イメージしていきたいと考えています。

１番最後の、子どもの意見の反映でございます。意見の聴取は非常に難しいと思っております。これを反映させていくのはもっと難しいと思っております。その二つの取り組みについては、昨年度からモデル事業として市町村で取り組んでいる事例等もあります。そのあたりも勉強しながら、どんな形であったら我々でもできるかを研究して、皆さんにも提示させていただきたいと思いますので、ご意見をいただければと思います。

合田：ありがとうございました。Ｂ委員いかがでしょうか。

Ｂ委員粛々と進めていただけたらありがたいと思います。大人の意見ですら反映させるのはなかなか難しい。子どもの意見が軽いという意味ではありませんが、やはり自分の経験したことからしか意見は出せないと思いますので、反映するにはどうしたらいいかという経験をさせる教育も大切だと思います。そういった取り組みで考えてもらえたらと思います。

Ｄ委員：様々なご意見をお聞きしていても、この事業計画の対象となる子どもや、ご家庭の視点から見て、福祉・子ども部と教育委員会の連携が弱いと思います。元々幼稚園が認定こども園に移行して、両方の部局と関わりを持っていても、常に見ていて歯がゆく思います。例えば４ページの上でも、福祉・子ども部、教育委員会が中心でないといけないと思います。小学校、中学校のウェイトが多くを占めているので、福祉・子ども部だけでは難しいと感じており、先ほどのネウボランドについても、切れ目のない支援という割には部署どうしの連携が切れている気がします。もう少し連携をしっかりしていただきたいです。

また、少し細かい話ですが、５ページ重点目標のこどもまん中社会、おそらく国のこどもまんなか社会の大東市版だと思いますが、僕の記憶だと国の「こどもまんなか」は「中」も平仮名で表記されていたはずです。少し気になりました。そして、５ページ（２）について、こども誰でも通園制度は前回の会議でもお願いしましたが、令和８年度から本格実施であり、今年度と来年度もモデル事業が実施されますが、大東市は実施する意向はありませんか。７年度までは、市が手を挙げなければ、施設も参加できない仕組みになっているため、８年度からの本格実施に向けてということであれば、７年度に向けて市としてエントリーしていただき、市内の保育所、幼稚園等の施設がモデル事業をされたほうが、本格実施は円滑に進むと思います。ご検討の程よろしくお願いいたします。以上です。

事務局：基本的には仲良く連携が取れていると思っています。子どもや若者が対象になると、その年齢の裾野も広がります。そうしますと、今まで以上に福祉と教育が協力して取り組まなければならない場面がさらに増加すると思います。先程の子どもの意見聴取についても、学校の協力がなければ難しい場面もあると思いますので、連携して取り組んでいきたいと考えております。

こども誰でも通園制度につきましては、令和８年度から給付事業としても制度化され、正直令和８年度スタートですと、実施する市町村でもかなりの混乱が生じる懸念があります。そのため、令和６～７年度の準備期間に、我々としても具体化していきたいと考えております。

合田：ありがとうございました。では、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

骨子の内容や今後の会議のあり方、取り組みなども総合的に勘案していただき、次回８月の子ども・子育て会議では同じような意見が出ない形の会議の内容をご検討いただけたらと思います。

これですべての議題が終了いたします。各委員の皆様、貴重な意見を本当にありがとうございました。これより先の進行を事務局へお渡しします。よろしくお願いします。

事務局：合田会長ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただき誠にありがとうございました。以上をもちまして、令和６年度第１回大東市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

田中：本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。厳しい意見の中にも愛情のある表現でフォローしていただきながら、大変助けていただきました。今後、ページ数やフォントから始まって、会議の進め方や連携からすべての点で私達も頑張ってまいります。中でも子どもの声を聞く部分は、子ども施策と言いながら、実は冒頭で申し上げました人口減少の中で、このまちを選んでもらえる、子どもたちに参加してもらえる、まちづくりにつながるのだろうとお話を聞いて思いました。そのまちづくりの一員に、大事な子どもたちを含めていくスタンスが大事であり、それを大人まで見届けていく必要があると考えています。また、最後に情報の共有だけさせていただきますが、既にご存知のとおり、大東市長がこの５月で代わりました。大東市長だけでなく、議会も組織内容が変わりました。その中で６月議会の議員の中で17人いますが、これが半分ずつに分かれて、委員会を構成しています。委員会の中の福祉部門を担当に、未来づくり委員会がございます。こちらの中で、所管事務の調査を行う動きがあります。これは何かと言うと、１番はじめにあった骨子や、子どもの意見を聞くところを、調査して考えていこう。これを条例改正にも反映していくということで、議員の中でも非常に関心が高いところです。今後、こちらでも議論していただくのですが、一方で、議員からも意見を頂戴しながら進める状況になることを報告させていただきます。現在の状況について、ご承知いただきたいと思います。

本日はありがとうございました。